

徳勝寺（大垣市）所蔵「弘安祈願の鐘」をめぐって

羽根田 柁 稀

はじめに

岐阜県大垣市の徳勝寺には、通称「弘安祈願の鐘」という梵鐘が伝来している。その銘文によって、少なくとも二度にわたるこの鐘の移動を知ることができる。

現在の徳勝寺は浄土真宗大谷派の寺院であり、本尊は阿弥陀如来である^①。この鐘は、国指定重要文化財（工芸品）で、在銘として岐阜県最古の梵鐘である。法量は、総高一二三・六センチメートル、口径七一・八センチメートル、厚さ六・三センチメートル、撞座一三センチメートルである^②。弘安三年（二二八〇）の銘文と明治六年（一八七三）の追銘は、次のとおりである^③。

（池ノ間第一区）

「美濃一宮法躰宮御鐘

右、奉^②為 金輪聖主玉躰

安穩、征夷大将御願圓満、仍

所_レ題如_レ件、

弘安三年十月 日
(一七八〇)大歳
唐辰

大工 西善

大勸進 沙弥由阿

寺家社家_一

(池ノ間第二区)

「此梵鐘者、大垣八幡社什物也、茲遇_二

皇政一新時、祠官柏

淵靜夫鸞_レ之、幸有_二縁

由_一、奉下受_二懸廳許可_一

購求_上焉、

明治六年十一月 美濃國不破郡青柳村

青柳山德勝寺十八世住職

願主 青柳實賢_一

美濃一宮とは、岐阜県不破郡垂井町に所在する南宮社を指す。主祭神は金山彦命である。建武二年(一三三五)の東大寺領美濃国茜部荘百姓等起請文に、伊勢・熊野などと並び「当国鎮守南宮法性大菩薩₍₄₎」と記されるなど、美濃国鎮守としての地位を確認することができる。

律令国家と結びつきを強めた南宮社は、九世紀中葉に急速に神階を上昇させ、『延喜式』(神名帳)には美濃唯一の名神「仲山金山彦神社₍₆₎」としてみえる。天慶三年(九四〇)には、平将門を調伏すべく、東山道を扼す南宮社にて、延暦寺から派遣された阿闍梨明達が四天王法を執り行₍₇₎った。四天王法は、古代、金光明最勝王經四天王護国品にもと

づき、国土辺要において異国調伏、国家守護を祈願すべく重要視されたという⁸。してみれば、列島東国の反乱が外敵の脅威と同等に認識されていたようだ。時代は降るが、応永二六年（一四一九）には、朝鮮による対馬来襲に相前後して、南宮社の鳴動が室町幕府へ報告されたことがある⁹。濃尾平野の西北端、関ヶ原地峡の東端に立地する南宮は、畿内に本拠を構える政治権力にとって、一種の防衛線として位置づけられていたといえよう。そのほか、中世後期には、祭礼や法楽和歌が行われたり、美濃守護の土岐氏によって高麗版の一切経が施入されたりしたことなどが知られている¹⁰。

この南宮社が、弘安の蒙古襲来の前年、ひとつの梵鐘を鑄造した。その願文に「金輪聖主」と「征夷大将」のためと述べられることがひとときわ目を惹く。「金輪聖主」とは、仏教的権威を有する君主を表現し、この場合、在位の後宇多天皇を指す。他方の「征夷大将」は、征夷大將軍の源惟康を指す。宗尊親王の子たる惟康は、文永七年（一二七〇）に臣籍へ降下したが、のち弘安一〇年（一二八七）には皇籍へ復帰し、親王宣下を受けた。

追銘によると、この鐘は、年次未詳ながら南宮社から大垣八幡社へと移動し、明治六年（一八七三）、徳勝寺に買い取られたことがわかる。

この鐘をめぐる研究は、戦前の木崎愛吉編『大日本金石史』¹¹にさかのぼる。その後は自治体史などの編纂にともなって研究され、『不破郡史』¹²、『大垣市史』¹³、『新修大垣市史』¹⁴、『垂井町史』¹⁵、『岐阜県史』¹⁶、『日本歴史地名大系』¹⁸、『新修垂井町史』¹⁹、『大垣市史』²⁰などの蓄積がある。

しかしながら、以上の先行研究は、銘文そのものの解釈にとどまり、歴史的な文脈のなかに位置づける観点が不十分ではないかと思われる。そこで、本稿では、この「弘安祈願の鐘」の成立と伝来、また、その機能を検証する。これによって、南宮社とそれを支える領主の主體的な動きを解明することができると思われる。

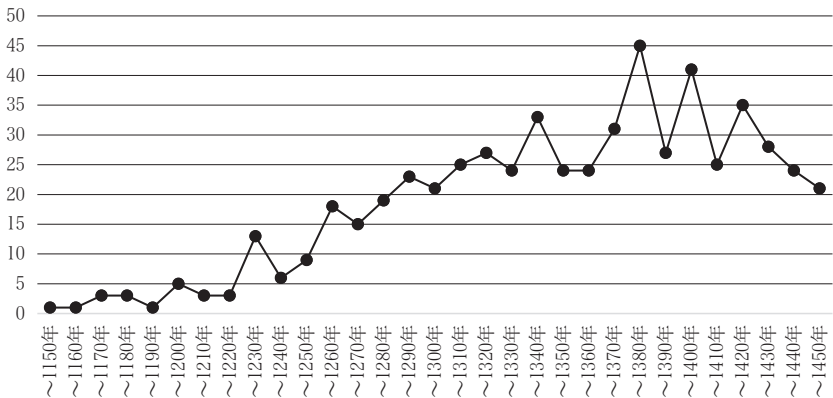
一 鎌倉後期の鐘

梵鐘の銘文に刻まれた年紀をもとに、一二世紀から一五世紀前半までの期間の製造数の推移を確認したい。試みに、坪井良平編『日本古鐘銘集²³⁾』をもとに一〇年を単位に検出すると、下図のようになる。

これによれば、一三世紀後半以降は継続的に一〇例を超え、一四世紀以降は二〇例を下回ることができない。いうまでもなく、この手法はおおよその傾向しか把握することができないものの、一三世紀後半以降に、製造事例の増加を読み取ることが可能であろう。

この傾向には、蒙古襲来の影響が及んでいた可能性がある。石井進氏は、モンゴル戦争の後に、諸国の国衙の機能を守護が継承し、一宮を幕府が興行したことを説明している。²⁴⁾さらに、榎原雅治氏は、寺社修造の動きの裾野が、一宮などの頂点的な大寺社だけでなく、勧進という手法によって荘郷の鎮守にまで広がっていたことを指摘している。²⁵⁾蒙古襲来と宗教政策とのかわりは深い。

川添昭二氏と海津一朗氏は、寺社の祈禱が一種の戦争行為であり、神仏による戦いが人間の戦争の帰趨を決すと主張されたことを指摘している。²⁶⁾その結果、神仏を対外戦争に動員した幕府は、それぞれの寺社に恩賞を与える必要に迫られ、弘安七年(一二八四)、弘安徳政の一環として、一宮・国分寺興行令を発した。²⁷⁾これ以降、幕府は徳政として神領興行を謳う



梵鐘製造の事例数

政策を展開することになった。

ところが、南宮の鐘の製造を、幕府とのつながりで理解することはできない。この鐘は、弘安三年（一二八〇）の年紀をもつ。その一方で、石井氏によると、幕府による修理造営興行が全国規模になるのは、弘安七年（一二八四）以降だといふ。²⁶つまり、先述した一宮・国分寺興行令の発令に、幕府の宗教政策の転換を見出す立場である。

それでは、諸国一斉の異国降伏祈禱令と連動していたのであろうか。海津氏によると、組織的な祈禱令は、建治元年（一二七五）九月、弘安六年（一二八三）一月、弘安七年（一二八四）、正応二年（一二八九）十一月、正応四年（一二九一）二月、正応五年（一二九二）一月、正応六年（一二九三）二月、正安二年（一三〇〇）七月、正安三年（一三〇一）一月、嘉元元年（一三〇三）一月、嘉元二年（一三〇四）一月、延慶二年（一三〇九）二月、延慶三年（一三一〇）二月の、一三事例を確認することができる。²⁷

ならば、建治元年（一二七五）九月の最初の異国降伏祈禱令を受け、弘安三年（一二八〇）に鐘を製造したのであろうか。しかしながら、これもまた否である。伊藤邦彦氏は、「將軍家御祈禱所寺社」と「幕府と特別に関係の深い東国の有力寺社や、代表的国家神、及び恐らく北九州の有力寺社」など、特定の寺社に限定して適用されたと指摘している。また、海津氏も、「諸国一宮・国分寺・宗寺社」²⁸を対象とした祈禱令の初見を、正応五年（一二九二）に求めている。

さしあたり、美濃国一宮南宮社はいずれの条件をも満たさないため、幕府の情勢と鐘の製造とを連動させることはふさわしくない。それよりもむしろ、南宮社やこれを擁する地域にこそ主体的な動きがあると考えられる。

二 鎌倉後期の南宮社

南宮の鐘製造は「寺家社家」によって主導された。そこで次に、南宮社の実態を確認したい。

まず、当該時期の南宮社は天皇家領であった。嘉元四年（一三〇六）の「昭慶門院御領目録」⁽³⁰⁾によれば、故大宮院領として南宮社の名がみえ、女房三位局の知行下にあったことがわかる。その後、後深草・龜山両天皇の生母大宮女院から、龜山皇女の昭慶門院に譲られた。

正慶元年（一三三二）の「山城臨川寺領目録」⁽³¹⁾にも南宮社がみえる。これは、後醍醐天皇の皇子世良親王の遺領が臨川寺に納入されたときに書き上げられた目録である。それによると、南宮社は、天王寺入道大納言基嗣から青蓮院宮尊助親王に譲り渡されて以降、後嵯峨院、大宮院、昭慶門院へと伝領されたことがわかる。基嗣は松殿基房の孫で、師家の子である。尊助法親王から異母兄の後嵯峨のもとに渡った後は、大宮女院を経て、孫皇女の昭慶門院へと移転した。そして、元徳二年（一三三〇）の世良親王の死を受け、その追善のために建立された臨川寺に寄附された。

この目録には、南宮社が地頭宇都宮氏の請所となっていたことが記録されている。宇都宮氏は、徴収した年貢のうち二〇〇貫の納入を、「本家」の南宮社と「領家」の世良親王家に対して請け負っていた。宇都宮氏は、かつて建長四年（一二五二）時点で美濃の守護であり、この前後に土着し、地頭職を世襲したものと推定されている。⁽³²⁾

さらに、宇都宮氏は、南宮社の社家でもあった。中世の南宮社家には、大庭氏、不破氏、宇都宮氏の三家があった。⁽³³⁾ 大庭氏は不詳ながら、不破氏は不破郡大領の系譜を引くとされる一族であった。外来の守護宇都宮氏は、下野国一宮の社家を世襲した一族でもあった。守護就任を契機として、宇都宮氏が一宮にも進出したと思われる。その後、近世には、大庭・不破・宇都宮を含む頭社家が五軒、中社家が七軒、下社家が二二軒となった。

近世の南宮社僧として、常林坊・円乘院・真禅院・知足院・利生院・十如院・元上院・威徳院・宝珠院・千手院のほか、葬儀を行う天台宗の正行院・西之坊、臨濟宗の隣松寺・大慈寺・禮花寺が知られる。一〇坊の清僧は、将門を調伏すべく十禅師社を造営した折、明達の弟子一〇人が据えられたことに始まるとされるも、史料に確認することはできない。中世には、文龜元年（二五〇一）の「南宮万部勧進帳」に花王院丹信舛、永正八年（二五一一）の「南宮

遷宮開闢之辭」に南光坊主祐舜の名がみえるも、その詳細は不明である⁽²⁴⁾。

さて、美濃国不破郡は、東国と平安京とを結ぶ交通の関門として、不破関が置かれた故地であった。しかしながら、建仁元年（一一二〇一）、藤原良経が「人住まぬ不破の関屋の板扉荒れにしのちはただ秋の風」と詠んだように、鎌倉初期までには、関守がいない山間の荒廃した古関となっていた。良経の歌が『新古今和歌集』⁽²⁵⁾に収録され、不破関は歌枕となったようで、以降は、仁治三年（一二四二）に鎌倉へ発った『東関紀行』の記主が不破の関屋に到ってこの歌を思い起こしたほか、『十六夜日記』⁽²⁷⁾や『春の深山路』⁽²⁸⁾の記主なども古関の荒廃を見物した。

ところが、このような実態とは相反して、観念上、不破関は稼働していた。貞永元年（一二三二）、後堀河天皇が讓位して四条天皇が踐祚した折、不破の固関が命じられた⁽²⁹⁾。また、寛元四年（一二四六）、後嵯峨天皇が讓位して後深草天皇が踐祚した折にも、三関を固めさせたことが知られる⁽³⁰⁾。固関とは、天皇の代替わりや内乱など国家の重大事にあたり、勅使を発遣して関所を警固させる儀式である。先述した将門の乱の際にも、不破の固関を確認することができる⁽³¹⁾。鎌倉期の朝廷が、なおこの地域を境界領域として重要視していたものといえよう。

以上のことから、南宮社は幕府と朝廷の双方に結びつく存在であったといえよう。源頼朝の菩提を弔うべく北条政子が南宮社に鉄塔を寄進したという伝承⁽³²⁾も、この傍証となろうか。この鉄塔は、現在、真禅院（不破郡垂井町）が所蔵する県指定重要文化財であり、万延元年（一八六〇）に成立した『新撰美濃志』は、「上の重ねに朔日より三十日までの日をしるし、上に菩薩六膝下に四天王の像を鑄つけ、其かたち甚だ雅にして珍しき塔なり、如法経を書写して此塔中に納めし」と記し、「古銘は鎌倉二位の尼の建立、新銘は心永再興の修補の銘なり」と伝えている⁽³³⁾。

その一方で、南宮社は承久の乱で後鳥羽院方に与したため、鎌倉幕府に多くの社領を没収されたらしい⁽³⁴⁾。守護であった大内惟信を筆頭に、美濃では、佐々木広綱や幕府に抑圧された重宗流源氏が大半として院方として参戦した。濃尾国境の木曾川を挟んで両軍が対峙したことから、大勢を知ることができるといえる。さらに、戦後、地頭や下司らが多く改易されているため、南宮社を含む美濃の領主のほとんどが敗戦したと思われる。このようにして守護が交代し、宇

都宮氏の入部にいった。

三 蒙古襲来の余韻

南宮社で鐘が完成したのと相前後して、鎌倉へ向かって東海道を歩んだ飛鳥井雅有は、尾張の熱田社にさしかかった折、次のような情報を入手していた。

この夏頃、宮の内おどろおどろしく鳴り響きつつ、続松の火多く四、五千ばかりにて、向への伊良胡が崎まで続けり、去にし文永の初めつ方もかくありけるとかや、蒙古国の故とぞ後には思ひ合せけるとかや⁴⁵

弘安三年（一二八〇）の夏の夜、熱田社の神殿が鳴動したらしい。また、熱田から渥美半島の伊良湖岬までの海上には、松明のような明かりが生じたともいう。重要なことに、これらの怪異はモンゴル再来の神託として主張されていた。なぜならば、かつて文永年間に同様な現象が発生した後、ついに異国が来襲したためである。発信源は熱田社とこれに結集する地域の勢力であり、彼らが熱田の神威を説いた。

別の事例をみてみよう。文永十一年（一二七四）一二月、三河の山寺、真福寺に納められた慈恵大師像の胎内銘には、「兼又異国之顛顛、近曾有其聞、大師聖靈、願摧破彼野心、必安慰此国俗、四鄙皆塞畏途、万民旁誇福庭⁴⁶」⁴⁶とある。蔑視と緊張とが混じり合った強い口調の勇ましい文言が並ぶが、これは、文永のモンゴル戦争を経験した人びとに対して恐怖と不安を煽り、寺の実利を狙ったものであろう。地域の耳目を集めて大師像と堂舎を新造し、祈禱を開催した事情を知ることができる。

弘安三年（一二八〇）二月には、尾張の性海寺で異国降伏祈禱が執り行われた。愛染明王、不動明王、降三世明

王、軍荼利明王、大威徳明王、金剛夜叉を動員した七日間の祈禱は、昼夜を問わず「異賊降伏、天下安穩」を祈願し、「門徒・僧侶五十三口」⁴⁷を投入した。

これらの事例にも、幕府の指示を見出すことはできない。しかしながら、時代が降った正安二年（一二三〇）には、宝蔵寺で執り行われた異国降伏祈禱に、幕府と尾張守護代の関与を確認することができる。⁴⁸また、正安四年（一三〇二）には、幕府と六波羅探題の双方の指揮によって、尾張守護代が宝蔵寺に異国降伏祈禱を命じたことがある。⁴⁹これは、異国船が薩摩半島沖の甕島に出現した、正安の蒙古襲来の折に符合する。

以上のことから、幕府の宗教政策が始まる以前より、政権所在地や対外戦争の最前線たる鎮西諸国だけでなく、すでに各地の寺社に蒙古再来の情報が蔓延し、神仏が担ぎ出されていたことが理解される。鎌倉と京都を結ぶ東海道⁵⁰の要地を扼する南宮社も同様であっただろう。先述した将門調伏の歴史を掘り起こし、機敏に反応したものと思われる。

『沙石集』（巻第七）には、「去文永年中に、炎干、日久くして、国に飢饉夥しく聞こえし中にも、美濃・尾張、殊に餓死せしかば、多く他国へぞ落ち行きける」⁵¹という語り出しで始まる説話がある。この説話では、人買いの商人に身を売って母を養う子の悲哀が語られる。⁵²尾張の長母寺の無住が、三河の矢作宿で伝聞した情報であるらしい。このような一二七〇年代の慢性的な飢饉を、藤木久志氏は「文永・建治の飢饉」⁵³と呼んでいる。大飢饉に襲われた美濃のある母子の様相が、生活のために生命を犠牲にせねばならない現実を訴えている。同時代の貴重な証言として注目せねばならないが、実態としての社会不安に対応した南宮社の目論見も重要である。

中世、寺社の維持や復興は、多くの場合、勧進という方式に依拠していた。南宮社の鐘も、その銘文から「勧進」⁵⁴によって鑄造されたことがわかる。梵鐘に名を刻む「西善」⁵⁵は、美濃国多芸郡金屋を本拠とした鑄物師であった。弘安六年（一二八三）の年紀を有す尾張の極楽寺の鰐口にも、その名を確認することができる。⁵⁶

それでは、勧進はだれを対象になされたであろうか。鎌倉後期になると、起請文の条文に「寄事於勧進、不_レ可

「責」取用途⁽⁵⁶⁾、「寄」事於勸進⁽⁵⁷⁾、「不」可「責」取百姓用途⁽⁵⁷⁾、「寄」事於勸進⁽⁵⁷⁾、「不」可「責」百姓⁽⁵⁸⁾、「寄」事於勸進⁽⁵⁸⁾、「巡」使於民屋⁽⁵⁹⁾、「不」可「責」取用途⁽⁵⁹⁾「事」という文言がみえる。勸進という名目の下に、理不尽な取り立てが横行したことに注意せねばならないが、これらは、支配の一環として百姓身分の人びとが資金提供を強制されたことを示している。

してみれば、蒙古襲来を経験した人びとに対し、異国の恐怖を煽動することによって、南宮社は実利を狙ったのではなからうか。承久の乱後に削減されたという社会経済的立場を回復すべく、政治不安・社会不安に便乗、さらにそれを鼓吹する宗教政策を打ち出し、資金の調達を人びとに強いた。一宮を名乗ることから、美濃一国規模に触手を伸ばしたかもしれない。

正安元年(一二九九)と推定される「社寺交名」⁽⁶⁰⁾には、南宮社が数え上げられている。この前後闕のリストは、十六部法華経の奉納先を一国あたり一箇所ずつ書き連ねた記録である⁽⁶¹⁾。作成主体が不明であるものの、南宮は着実に地位を高めつつあることがわかる。

四 垂井の一揆

大垣八幡社に持ち去られる以前、応永の乱の折にも、この鐘が鳴らされたと考えることができる⁽⁶²⁾。

応永六年(一三九九)、室町幕府に反旗を翻した大内義弘は、和泉の堺に立て籠って抵抗した。『応永記』と『足利治乱記』⁽⁶⁴⁾によれば、將軍足利義満は、堺を攻めて義弘を敗死させたという。このとき、近江と美濃でも義弘の反乱に呼応する動きがあった。近江で挙兵した京極秀満は、京都を攻め落とすべく進軍したものの、園城寺の僧兵に勢多橋を落とされて渡河することもできず、踵を返して守山に留まっていた。義満から秀満征伐を命じられた近江守護の京極高詮は急遽、和泉から近江に引き返した。この高詮の追跡から逃れ、同じく義弘に呼応した美濃の土岐詮直と合流して再起を図るべく、秀満は軍勢を美濃へ進めた。しかしながら、「垂井ノ土一揆」に押しとどめられ、秀満の軍勢

は散り散りになってしまった。

この一揆こそ、南宮社にて結成された可能性がある。堺での攻防よりさき、すでに義弘は関東公方の足利満兼と内通し、諸国の軍勢や南都北嶺に蜂起をうながしていた。以下、『堺記』⁽⁶⁵⁾によって、そのあらましをみてみよう。

幕府の軍勢が堺に集結したとき、義弘と満兼の反乱に与同した美濃守護土岐氏一族の詮直は尾張へ進出し、七〇〇騎あまりの軍勢を従えて美濃の長森に舞い戻った。守護土岐頼益はただちに美濃へ引き返し、籠城する詮直を攻めた。

美濃で戦乱が繰り広げられるさなか、近江守護京極氏一族の秀満が、出し抜けに近江へ進軍し、幕府に反旗を翻した。二〇〇騎あまりにふくらんだ軍勢とともに、京都へ向かって進んだため、先述したように園城寺の僧兵が勢多橋を落として通路を遮断した。守護京極高詮が一〇〇〇騎あまりを率いて堺から近江に舞い戻り、守山で戦闘が始まったため、多勢に無勢を悟った秀満は、いまだ戦乱が打ち続く美濃をめざした。

このような過程に垂井の一揆を位置づけるならば、反幕府軍に挟撃されることになった守護頼益が江濃国境に派遣したと思しき守護代斎藤氏のような軍勢と、次に示すような土豪らが、ここに一揆を構成したものと思われる。

この前年の八月には、先述した南宮社の鉄塔を、頼益が社家の宇都宮秀行父子に命じて再鑄させており、守護土岐氏と南宮社との密接なつながりを確認することができる。鉄塔の銘文には、不破郡今須に居住した美濃守護代の富嶋氏と、土豪の長江氏の名が刻まれることから、土岐氏だけでなく彼らも南宮社に結集していたことがわかる。⁽⁶⁷⁾

また、不破郡垂井には、長屋氏という土豪がいた。長屋氏は相模国長江を本貫地とした一族であり、先述した長江氏が不破郡今須に、分流した長屋氏が垂井に土着した。そのほか、不破郡府中を本拠とした不破氏は、南宮社家と同姓であるが、その詳細は不明である。

すでに勝俣鎮夫氏は、身分制社会において人為的に平等状態を創出して結集する際に、鐘を打ち鳴らす作法があったことを解明している。⁽⁶⁸⁾さらに、勝俣氏の研究を継承した久留島典子氏も、鐘の音が鳴り響く場で一揆が結成された

ことを指摘している⁽⁶⁹⁾。してみれば、守護配下の軍勢と守護に召集された土豪らとが連帯したとき、南宮の神前で鐘が撞かれたかもしれない。

むすび

梵鐘を鑄造することは、それ自体として重大な画期である。南宮社とこれに結集する地域の勢力にとっては、再興の画期であったといえよう。

蒙古襲来を契機とする点に興味は尽きないが、これと関連して、たとえば、建治元年(一二七五)の銘文を有する山形県の出羽神社の通称「建治の大鐘」について、宝永七年(一七一〇)に刊行された『三山雅集』⁽⁷⁰⁾に、次のような説話が書き残されている。

旧記に曰く「文永十一年十月從_ニ筑紫馳_ニ早馬_一。來_ニ六波羅_一告_ト蒙古賊船到_ニ対馬_一合戦_ト。また曰く「建治元年鎮西送_ニ蒙古并高麗人等_一。不_レ入_レ洛直來_ニ関東_一云々」。このとき將軍家より当山へ御祈願有りし時に、山上より九頭龍王の光影出でて酒田の湊に飛行すと見えしに、蒙古船残らず海中に没し、鎮西平安なり。この謝徳によりこの鐘を寄附せられけるよし、旧記に載せたり。

蒙古襲来に機敏に対応したという出羽三山が幕府とのつながりを強調しているものの、いま、これらの事実を確認することはできない。しかしながら、すべてを虚構として割り切ることはできない。それらの認識によって歴史を形成した経緯に向き合い、その意味を問い返す必要があるだろう。

本稿では、通称「弘安祈願の鐘」の成立を検討することによって、幕府や朝廷による組織的な祈禱指示に、在地の

内発的な動向が先んじたことを指摘した⁽¹⁾。そして、この鐘は、宗教的な權威を装い対外危機を喧伝した美濃国一宮南宮社とこれに結集した領主が、生きるか死ぬかの極限状態に直面した人びとに対して、資金の調達を命じた産物であった。

その後、南宮の鐘は、戦乱に乗じて大垣城下に持ち去られた。海老澤衷氏は、この地域を対象にして、荘園が変質し城下町が形成される過程で、現地に住む人びとが獲得した財産は変わらず底流に持続したことを指摘している⁽²⁾。一四世紀中葉、東大寺領美濃国大井荘の人びとは戦乱に巻き込まれて混乱状態に陥ったにもかかわらず、自治的に防御策を講じて生存の危機を乗り越えることができた。百姓上層が東大寺八幡を勧請して結集、集中統一的な対応を継承し、一六世紀には荘園の中心地、「荘園の臍⁽³⁾」を城郭化した。これが大垣八幡社と大垣城の起りであるという。

戦乱が終わり泰平の時代を迎えると、大垣八幡社の鐘は水害時の警鐘としての役割をも担った⁽⁴⁾。城下における鐘の音の位置づけを検討するにあたり、当該地域に備わった持続力を重要視する必要があるだろう。みずからの課題のひとつとしたい。

注

- (1) 『大垣市史 通史編 自然・原始く近世』（大垣市、二〇一三年）、「徳勝寺」（『日本歴史地名大系21 岐阜県の地名』平凡社、一九八九年）。
- (2) 「徳勝寺」（前掲）。
- (3) 『大垣市史 資料編 古代・中世』（大垣市、二〇一〇年）。ただし、『新修垂井町史 通史編』（垂井町、一九九六年）、『新修大垣市史 史料編』（大垣市、一九六八年）、『大垣市史 上巻 通史』（大垣市、一九三〇年）、木崎愛吉編『大日本金石史 第二巻』（歴史図書社、一九七二年）、木崎愛吉編『大日本金石史 附図』（歴史図書社、一九七二年）に掲載される図版などをもとに、私に翻刻を改めた箇所がある。また、返り点を付した。
- (4) 建武二年（一三三五）四月日「茜部荘百姓等起請文」（『岐阜県史 史料編 古代・中世三』「東大寺領美濃国茜部荘古文

書一三八五号)。

- (5) 『続日本後紀』承和三年(八三六) 一月乙巳条に「從五位下」、『続日本後紀』承和十三年(八四六) 五月戊申条に「正五位下」、『日本三代実録』貞観元年(八五九) 正月二十七日甲申条に「從三位」、『日本三代実録』貞観六年(八六四) 五月二十二日丁未条に「從二位」、『日本三代実録』貞観十五年(八七三) 四月五日己亥条に「正二位」とある。
- (6) 虎尾俊哉編『訳注日本史料 延喜式 上』(集英社、二〇〇〇年)。
- (7) 『貞信公記』天慶三年(九四〇) 正月二十二日条、『扶桑略記』天慶三年(九四〇) 正月二十四日条。
- (8) 三上喜孝「古代日本の境界意識と仏教信仰」(鈴木靖民編『古代日本の異文化交流』勉誠出版、二〇〇八年)。
- (9) 『満濟准后日記』(二四一九) 六月二十九日条。
- (10) 『教言卿記』応永十三年(二四〇六) 三月二十六日条、『蔭涼軒日録』長祿二年(二四五八) 六月二一日条、『蔭涼軒日録』長祿二年(二四五八) 八月二十四日条、『宣胤卿記』文明十三年(二四八二) 六月九日条、『後法興院記』文明十三年(二四八二) 六月一七日条、『実隆公記』文龜元年(二五〇二) 五月一三日条。
- (11) 木崎愛吉編『大日本金石史 第二卷』(前掲)、木崎愛吉編『大日本金石史 附図』(前掲)。
- (12) 『不破郡史 上巻』(不破郡教育会、一九二六年)、『不破郡史 下巻』(不破郡教育会、一九二七年)。
- (13) 『大垣市史 上巻 通史』(前掲)、『大垣市史 中巻 分科志』(大垣市、一九三〇年)、『大垣市史 下巻 資料編』(大垣市、一九三〇年)。
- (14) 『新修大垣市史 史料編』(前掲)、『新修大垣市史 通史編一』(大垣市、一九六八年)。
- (15) 『垂井町史 史料編』(垂井町、一九六八年)、『垂井町史 通史編』(垂井町、一九六九年)。
- (16) 『岐阜県史 通史編 中世』(岐阜県、一九六九年)、『岐阜県史 史料編 古代・中世二』(岐阜県、一九七二年)。
- (17) 『神道大系 神社編 美濃・飛騨・信濃国』(神道大系編纂会、一九八三年)。
- (18) 『日本歴史地名大系21 岐阜県地名』(平凡社、一九八九年)。
- (19) 『新修垂井町史 史料編』(垂井町、一九九六年)、『新修垂井町史 通史編』(前掲)。
- (20) 『大垣市史 資料編 古代・中世』(前掲)、『大垣市史 通史編 近現代』(大垣市、二〇一三年)、『大垣市史 総集編』(大垣市、二〇一四年)。

- (21) 坪井良平編『日本古鐘銘集成』（角川書店、一九七二年）。
- (22) 石井進『日本中世国家史の研究』（岩波書店、一九七〇年）。
- (23) 榎原雅治「中世後期の地域社会と村落祭祀」（同『日本中世地域社会の構造』校倉書房、二〇〇〇年、初出一九九二年）。
- (24) 川添昭二「蒙古襲来と中世文芸」（同『中世九州の政治・文化史』海鳥社、二〇〇三年、初出一九七三年）、海津一朗『新神風と悪党の世紀―神国日本の舞台裏―』（文学通信、二〇一八年、初出一九九五年）。
- (25) 『鎌倉幕府追加法』五一〇条（佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集Ⅰ 鎌倉幕府法』、網野善彦『蒙古襲来―転換する社会―』（小学館、二〇〇一年、初出一九七四年）。
- (26) 石井進『日本中世国家史の研究』（前掲）。
- (27) 海津一朗「異国降伏祈禱体制と諸国一宮興行」（一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開 下 総合研究編』岩田書院、二〇〇四年）。
- (28) 伊藤邦彦「鎌倉幕府『異国降伏』祈禱と一宮」（一宮研究会編『中世一宮制の歴史的展開 下 総合研究編』岩田書院、二〇〇四年）。
- (29) 海津一朗「異国降伏祈禱体制と諸国一宮興行」（前掲）。
- (30) 嘉元四年（一一三〇六）六月二日「昭慶門院御領目録」（『鎌倉遺文』二二二六六一号）。
- (31) 正慶元年（一一三三二）六月日「山城臨川寺領目録」（『鎌倉遺文』三二七七一号）。
- (32) 網野善彦「天皇家領荘園」（同『日本中世土地制度史の研究』塙書房、一九九一年、初出一九六九年）。
- (33) 『新修垂井町史 通史編』（前掲）。
- (34) 上村喜久子「美濃国」（中世諸国一宮制研究会編『中世諸国一宮制の基礎的研究』岩田書院、二〇〇〇年）。
- (35) 『新編日本古典文学全集43 新古今和歌集』（小学館、一九九五年）。
- (36) 『新編日本古典文学全集48 中世日記紀行集』（小学館、一九九四年）。
- (37) 『新編日本古典文学全集48 中世日記紀行集』（前掲）。
- (38) 『新編日本古典文学全集48 中世日記紀行集』（前掲）。
- (39) 『岡屋関白記』貞永元年（一一三三二）一〇月条。

- (40) 『葉黄記』寛元四年(一二四六) 正月二十九日条。
- (41) 『日本紀略』天慶二年(九三九) 二月二十九日条、『本朝世紀』天慶二年(九三九) 二月二十九日条、北山茂夫『平将門』(講談社、二〇〇五年、初出一九七五年)、福田豊彦『平将門の乱』(岩波書店、一九八一年)。
- (42) 『真禅院』(『日本歴史地名大系21 岐阜県の地名』平凡社、一九八九年)、『神道大系 神社編 美濃・飛騨・信濃国』(前掲)、『岐阜県史 史料編 古代・中世二』(前掲)、木崎愛吉編『大日本金石史 第三卷』(歴史図書社、一九七二年)。なお、万延元年(一八六〇)に成立した『新撰美濃志』に、「賤の小手巻に『慶長庚子の秋関ヶ原の節、長曾我部此山に陣して鉄塔を籠に用ひて兵糧を炊し故に破損せりと云』とするせり」とある。
- (43) 『新撰美濃志』(玉成堂書店、一九三二年)。
- (44) 網野善彦「荘園公領制の形成とその盛衰―東大寺領茜部荘を中心に―」(同『日本中世土地制度史の研究』塙書房、一九九一年、初出一九八〇年)。
- (45) 『春の深山路』弘安三年(二二八〇) 十一月十八日条。
- (46) 文永一年(一二七四) 二月日「木造慈恵大師像胎内墨書銘」(『愛知県史 資料編八 中世二』四二二号)。
- (47) 弘安三年(二二八〇) 二月二十八日「異賊降伏御修法卷教案」(『愛知県史 資料編八 中世二』四六二号)。
- (48) 正安二年(二三〇〇) 二月三日「尾張守護代左衛門尉某施行状」(『愛知県史 資料編八 中世二』六一〇号)。
- (49) 正安四年(二三〇二) 正月一〇日「尾張守護代左衛門尉某施行状」(『愛知県史 資料編一四 中世・織豊』補二四号)。
- (50) 榎原雅治「中世の東海道をゆく―京から鎌倉へ、旅路の風景―」(古川弘文館、二〇一九年、初出二〇〇八年)。
- (51) 『新編日本古典文学全集52 沙石集』(小学館、二〇〇一年)。
- (52) なお、この『沙石集』の說話をもとにしたと思しき記事が、『続本朝通鑑』文永八年(一二七一) 六月条にみえる。
- (53) 藤本久志「飢餓と戦争の戦国を行く」(古川弘文館、二〇一八年、初出二〇〇一年)。
- (54) 笹本正治「美濃鑄物師と真継家」(同『真継家と近世の鑄物師』思文閣出版、一九九六年、初出一九八一年)。
- (55) 弘安六年(二二八三) 一〇月一八日「鰐口陰刻銘」(『愛知県史 資料編八 中世二』四八八号)。
- (56) 正応四年(二二九二) 九月一八日「長国高起請文」(『鎌倉遺文』一七六八三号)、正応四年(二二九二) 九月一八日「法蓮起請文」(『鎌倉遺文』一七六八四号)。

- (57) 正応四年（一二九二）九月一九日「承誓起請文」（『鎌倉遺文』一七六八六号）、正応四年（一二九二）九月一九日「能真起請文」（『鎌倉遺文』一七六八七号）、乾元元年（一三〇二）二月一四日「紀伊神野荘公文平義信起請文」（『鎌倉遺文』二二三四号）。
- (58) 乾元元年（一三〇二）二月一五日「紀伊猿川荘公文能真起請文」（『鎌倉遺文』二二三三五号）。
- (59) 正慶元年（一三三二）七月二日「紀伊荒河荘官等請文」（『鎌倉遺文』三二七七七号）、正慶元年（一三三二）七月二日「紀伊調月荘沙汰人等連署起請文案」（『鎌倉遺文』三二七八八号）、正慶元年（一三三二）七月二日「紀伊三箇荘官請文」（『鎌倉遺文』三二七九号）。
- (60) 年月日未詳「社寺交名」（『鎌倉遺文』二〇二七九号）。
- (61) 湯之上隆「中世廻国聖と『社寺交名』」（同『日本中世の政治権力と仏教』思文閣出版、二〇〇一年、初出一九八六年）。
- (62) まず、寛永一六年（一六三九）六月一五日「南宮寺社中申状写」（『岐阜県史 史料編 古代・中世二』「南宮神社文書」二二号）に、「大垣八幡社ニ南宮法躰堂鐘樓之鐘御座候、髓ニ銘御座候、何比彼地へ参候ヲモ不」存候事」とある。この「南宮法躰堂鐘樓之鐘」こそ「美濃一宮法躰宮御鐘」に相違ない。したがって、移動の下限年次は寛永一六年である。
- つぎに、『岐阜県史 史料編 古代・中世二』（前掲）によれば、真禪院（不破郡垂井町）が所蔵する奥指定重要文化財の鉄塔を、慶長五年（一六〇〇）、関ヶ原の戦いの折に南宮山麓に布陣した西軍の長宗我部盛親の軍勢が持ち出し、竈として煮炊きを使用したという。なお、真禪院は明治初年の神仏分離まで、南宮社の塔頭であった。寛永一四年（一六三七）正月日「南宮寺社中申状写」（『岐阜県史 史料編 古代・中世二』「南宮神社文書」一九号）に、関ヶ原の戦いに際して「宮社堂塔不」殘令「焼失候」とあるように、南宮社が甚大な被害を蒙ったことを踏まえれば、この前後で鐘が持ち去られた可能性が高いと思ふ。
- (63) 『群書類従 第二〇輯』（続群書類従完成会、一九二九年）。
- (64) 『改定史籍集覧 第一六冊』（近藤出版部、一九〇二年）。
- (65) 『大日本史料 第七編之四』（東京帝国大学、一九三二年）。
- (66) 「真禪院」（前掲）、「神道大系 神社編 美濃・飛騨・信濃国」（前掲）、「岐阜県史 史料編 古代・中世二」（前掲）、木崎愛吉編『大日本金石史 第三卷』（前掲）。

- (67) 『岐阜県史 史料編 古代・中世二(前掲)』。
 (68) 勝俣鎮夫『一揆』(岩波書店、一九八二年)。
 (69) 久留島典子『一揆の世界と法』(山川出版社、二〇一二年)。
 (70) 『日本名所風俗図会』 奥州・北陸の巻』(角川書店、一九八七年)、岩鼻通明『出羽三山―山岳信仰の歴史を歩く―』(岩波書店、二〇一七年)。

(71) なお、享保四年(一七一九)に成立した『高野春秋編年輯録』の弘安三年(二二八〇)二月条に異国降伏祈禱令が記録されるものの、同時代史料にこれを確認することはできない。

(72) 海老澤衷『荘園から城下町へ―継承されるハザードへの対応と流通、文化―』(同編『中世荘園村落の環境歴史学―東大寺領美濃国大井荘の研究―』吉川弘文館、二〇一八年)。

(73) 大山喬平『荘園制』(同『日本中世のムラと神々』岩波書店、二〇一二年、初出一九九三年)。

(74) まず、『大垣藩城代日記書抜』寛文一三年(一六七三)八月一七日条(『大垣市史 資料編 近世一』)に、左の記事がある。

一、八ノ十七、大水之時御城之鐘つき次第早鐘可撞所

圓覚寺 院家 八幡宮

これによれば、城下の縁覚寺と遮那院、大垣八幡社の三箇所の鐘が、大垣藩によって洪水時の早鐘として位置づけられていたことがわかる。大垣城から大水の一報が届くやいなや、城の南東、北東、北西に立地する三箇所から城下に警鐘が鳴らされた。『大垣藩城代日記書抜』の延宝三年(一六七五)三月二五日条と延宝四年七月五日条に、早鐘が打ち鳴らされたことを確認することができる。

つぎに、天保三年(一八三二)六月「大垣藩達書」(『大垣市史 中巻 分科志』)は左のとおりである。

楽田村林雙寺撞鐘之儀、曾根村より津村境迄之内は御城御手当故、洪水にて御堤危所出来之節、御城下江為知候ため、一番鐘撞候様、慶安年中被仰付候處、年々に林木茂り、鐘の音通じ兼候哉、統村寺々不撞鐘に付、水下難涉之由、依之鐘堂地上げ致し候間、以来統村寺々え鐘撞統候様、此旨屹と御申渡可有之候、以上、

天保三辰六月

御城代

これによれば、楽田村の林雙寺の鐘が、大垣城下に危急を伝える「一番鐘」であったことがわかる。この鐘が鳴ると、隣の

村の寺の鐘が撞かれ、終には大垣城へ到達した。「寅ノ洪水」として語られる、慶安三年（一六五〇）九月の木曾・長良・揖斐の三大川による大洪水を契機に構築されたと考えられよう。このシステムを維持すべく、天保三年（一八三二）、生い茂る木々を考慮し、鐘の音を通じる環境を再整備した。

してみれば、水害の危機に直面した大垣輪中に、川上から川下へと順に、村々の寺の鐘をリレー方式で打ち鳴らした構図が浮かび上がる。すなわち、鐘の音は、「一番鐘」の楽田村（林雙寺）を起点に、楽田村と大垣城下町との間に位置する林村（顕性寺カ）を経由して大垣城に到来し、さらに、城下の縁覚寺や遮那院、大垣八幡社などへと拡散した。このようにして警鐘が連鎖したと考えられる。

さらに、洪水時には、鐘の音のみならず、法螺貝の音も利用された。『大垣藩城代日記書抜』の宝暦一〇年（一七六〇）五月二三日条に「出水一番貝」、寛保二年（一七四二）六月四日条に「出水二番貝」がみえる。年月日未詳「内堤水防定書」（『岐阜県治水史 上巻』）には、「水出之節、船町水尺六合之時一番貝、七合に至て二番貝可吹之事」、「貝吹所、東惣門・太鼓矢倉・並新町橋之上・室口土居之上、右四ヶ所に於て當町之山伏に貝吹かすべし。此旨兼て町奉行可申付之事」とあり、鐘と同様に城下を網羅していた。

この有機的なしくみは、大垣城を擁する大垣輪中だけのものではない。嘉永五年（一八五二）一二月「墨俣輪中村々締書」（『岐阜県史 史料編 近世五』一三九号）に「御堤通大破手二不_レ及入水可_レ致程之節は、急廻文は勿論、鐘・太鼓にて合図可_レ致事」、万延元年（一八六〇）七月「古宮輪中規定書」（『岐阜県史 史料編 近世五』一四二号）に「御堤通危破出来之節は、太鼓打立、輪中一統心を合せ相固ひ可_レ申候」とある。したがって、鐘や太鼓、法螺貝の音は、洪水常襲の輪中地帯に危急を告げる音でもあったといえよう。